

令和2年 第3回定例会

# 道志村議会会議録

令和2年6月16日 開会

令和2年6月19日 閉会

道志村議会

## 令和2年第3回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月16日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○一般質問	11
佐藤喜章君	11
杉本孝正君	17
池谷銀重君	25
佐藤光栄君	33

### 第 2 号 (6月19日)

○議事日程	39
○出席議員	39
○欠席議員	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため議場に出席した者の職氏名	40
○開議の宣告	41

○諸般の報告	4 1
○議事日程の報告	4 1
○報告第 1 号の報告	4 1
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第 3 1 号及び第 3 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第 3 3 号から第 3 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第 3 6 号及び第 3 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○諮問第 1 号の上程、説明、意見、採決	5 0
○日程の追加	5 1
○同意第 2 号から同意第 7 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○閉会中の継続調査について	5 3
○村長挨拶	5 3
○閉議の宣告	5 4
○閉会の宣告	5 4
○署名議員	5 5

令和2年第3回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月2日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 令和2年6月16日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和2年第3回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年6月16日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 1号 令和元年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 5 発委第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 第 6 議案第30号 道志村過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 7 議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第32号 道志村税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第33号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第34号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第35号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第36号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第37号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第14 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
- 第15 閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	長田公明君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	諏訪本栄君
住民健康課長	佐藤太清君	産業振興課長	佐藤万寿人君
ふるさと振興課長	菅谷克士君	教育課長	山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

---

### ◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和2年第3回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和2年第3回道志村議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに6月議会定例を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご参集いただき、厚くお礼申し上げます。日頃は村政運営に対しましてご指導とご鞭撻をいただき、感謝申し上げます次第であります。

さて、新型コロナウイルスにより世界中が感染防止に取り組む中、国内において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、国をはじめ地方公共団体において感染防止対策に取り組み、5月25日には、全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。

発令期間中は、3密を避けるため、不要不急の外出の自粛、臨時休校、在宅勤務、大型商業施設などの営業自粛に国を挙げて取り組んできました。本村においても、感染防止の周知、小中学校の臨時休校、村施設などの休館、役場職員の在宅勤務などを実施するとともに、観光施設指定管理者に営業の自粛要請、民間観光施設などの休業により、村外からの入り込み者の抑制が図られ、村民挙げて感染防止対策を行ってまいりました。

こうした状況の中、5月14日の村議会臨時会で議決いただいた新型コロナウイルス感染防止支援事業につきましても、スピード感を持って事業を執行し、予算額に対して93.3%の進捗状況となっております。様々な制限により、予期せぬ状況での生活に一定の効果があつたものと思われまます。

国の第2次補正予算が先週成立し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業について検討中でございます。新型コロナウイルス感染症の状況を考慮す

る中で、本村においても必要な事業を行い、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的にスピード感を持って事業執行に当たりたいと考えております。今後も状況把握に努め、村民に情報提供を行い、感染防止及び支援に取り組んでまいります。

役場においても、新型コロナウイルス感染症対策に対応する中、事務事業の執行に遅れが出ないよう、役場職員の在宅勤務について工夫し、やまゆりセンターに仕事環境を整備し、接触しないよう勤務形態を2班に分け、仕事を進めてきました。

令和2年度のハード事業についても、計画どおりに入札を行い進めております。そのほか、例年行っている村内一斉清掃、健診事業、健康教室、社会教育・体育事業などについては、中止・延期の判断を行い対応をしています。

また、小中学校の臨時休校に伴う学習計画については、教育委員会と小中学校で連携し対応してまいります。

いずれにしろ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業執行において工夫、見直しなどを行い、住民生活に支障のないように努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、今期定例会にご提出いたします議案などにつきましては、報告1件、事件案1件、条例案5件、予算案2件、諮問1件の計10件です。内容について概略を説明いたします。

報告第1号 令和元年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和2年第2回村議会臨時会で承認いただいた繰越事業について、財源の内訳を報告するものです。

議案第30号 道志村過疎地域自立促進計画の変更については、道路安全施設の整備、社会福祉施設の改修整備、公民館などの改修整備、村営住宅整備において計画変更するものであります。

議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による地域住民、事業所などの感染防止対策が深刻化しています。こうした状況の中、村民に寄り添い、支援事業を引き続き行っていくために村三役の給料減額を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 道志村税条例の一部を改正する条例につきましては、国の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、道志村税条例の一部を改正するものであります。

議案第33号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、すこやか医療費助成事業で対象となっていた入院時食事療養費が対象外になるため、所要の

改正を行うものであります。

議案第34号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮している世帯に支援を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免、消費税増税に伴う低所得者に対する保険料の軽減強化のため、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第2回）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,530万5,000円を追加し、総額23億1,409万円とするものであります。

議案第37号 道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきましては、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、総額3億699万1,000円とするものです。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件につきましては、委員の任期満了により後任の委員を推薦する必要があるため、議会の同意を求めるものであります。

議案の詳細については議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和2年2月、3月、4月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。今定例会においては、申合せ事項により、一般質問に一问一答方式を加えて行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分

かりやすく簡潔にお願いいたします。

次に、令和2年第2回臨時会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、午後1時より役場2階会議室において議会運営委員会を開催いたしました。委員全員と議長、議案等の説明のため総務課長……

〔「委員長、内容が違います」という声あり〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 大変失礼いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和2年第2回臨時会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対して申し出、5月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月9日午後1時30分より役場2階会議室において委員会を招集し、委員4名と議長、提出議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局主幹の出席がありました。

新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化する中、住民支援の方法を協議した結果、令和2年11月末まで議員報酬の額を一律5%減額することとし、議会運営委員会発意案件として議長へ提出をいたしました。

その他、決定されました事項は次の3項目です。

1、会期は本日より6月19日までの4日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。  
2、一般質問の通告者は4名です。3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。  
以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、佐藤徹君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 徹君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 徹君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査について報告

させていただきます。

令和2年第2回臨時会において、総務文教常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、5月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

5月28日、6月4日の両日、役場2階会議室において議員研修会を実施しました。議員10名と、説明のため各課長及び職員、事務のため議会事務局主幹の出席がありました。

5月28日は、9時30分より総務課所管事務について、午後1時半より山梨県村議会議長会大柴事務局長をお迎えし、議会議員の責務と議会運営について研修しました。

6月4日は、午前9時より終日、住民健康課、産業振興課、ふるさと振興課、教育委員会所管事務について研修しました。

また、今後も継続調査を要することと決定しましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、大田博文君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 大田博文君。

〔建設厚生常任委員長 大田博文君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（大田博文君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第2回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、5月14日、本会議において議決された件についての報告であります。

5月14日午後3時より役場2階にて建設厚生常任委員会を招集し、委員5名と議長、職務のため議会事務局長及び議会事務局の主幹の出席があり、次の項目の諸般の問題について検討いたしました。

1、12月の提言に向けての計画。2、その他。

これらについて協議を行い、政策提言に対する回答内容を委員会全員で情報共有し、また、今後の政策提言について意見を行いました。

以上、閉会中の建設厚生常任委員会の継続調査の活動報告とさせていただきます。

また、委員会後、引き続き調査の研究などを含め対応を進めてまいり、今後も継続調査を要することを決定いたしましたので、所管事務の調査については、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上です。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和2年第2回臨時会において所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、5月14日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月9日午前10時より議会事務局室において、議長、事務局主幹、委員全員で、第47号どうし議会だよりのレイアウトや掲載する内容、日程について協議いたしました。

以上が広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告させていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、議会規則の規定により議長に申し出いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則の規定により、第3番議員、池谷銀重君及び第4番議員、佐藤徹君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの4日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。

---

◇ 佐藤喜章君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、5番、佐藤喜章君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 5番、佐藤喜章君。

[5番 佐藤喜章君 登壇]

○5番（佐藤喜章君） それでは質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対策についてお尋ねをいたします。

質問に移る前に、先日の臨時議会におきまして決定いたしました支援品の配付につきまして、私の聞いた範囲ですけれども、村民の皆さん、非常に迅速な対応をいただき、大変驚いていますし、よかったとの声も聞こえました。職員の皆様には大変ご苦労さまでした。

それでは質問に入らせていただきます。3項目ありますが、まず1つ目として、コロナウイルスも少し下火になったように見受けられますが、まだまだ油断はできません。そこで、村として第2弾、第3弾の支援策として、何にでも使える支援金の配付についてのお考えはありますか、お尋ねします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 村長の挨拶にもありましたように、2次補正が、先週、国のほうで成立しましたので、現在検討中でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 現在検討中という今お答えをいただきましたが、お金についての支援金ということで検討を考えているということよろしいでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 全てお金とかそういうものではなく、どういった施策をしていったらいいのか、また支援をする、経済的な部分ですのか、まだコロナの感染状況が今後続くのであれば感染防止をしなければならない、そういうところを含めて検討しております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 村民一般の考えとしては、なるべく、物とかも確かにいいんですけども、何にでも自由に使える、その家庭、家庭によってそれなりに欲しいもの、必要なものが違ってくるかと思いますので、ぜひ支援金という形でのご検討をお願いいたします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

2つ目として、支援物資の配布についてどうでしょうかということですが、米などは食べればなくなる、第1弾で頂いたお米などは大変おいしくてよかったんですけども、食べればなくなるということで、支援品の一つとして米を支援していただくことは結構なんですけれども、それを、例えば村で生産したお米を買い上げて配布するというようなお考えはどうでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 現在検討しておりません。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今、全然検討をしていないという答弁をいただきましたけれども、村で生産したお米を買い上げて配布するという考えは全然ないということではよろしいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 今後、そういった状況を判断しながら検討する余地はあろうかなと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

子育て家庭、独り親家庭に限定した、全体ではなくても結構なんですけれども、そういう

家庭に限定した支援策として、先ほどから言いましたように支援金の配分についてはどうでしょうか、お考えをお尋ねします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 子育て家庭、また独り親家庭への支援はということですが、子育て家庭におきましても、従来やっております村での単独の高校就学助成金等、また、独り親に関しましても要保護児童生徒就学援助費事業等を村単独で行っております。これはほかの市町村ではやっていませんので、そういったもので手厚い支援は今のところしていると、今のところは認識しております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 普通の家庭でもそうですけれども、特に独り親の家庭でありますれば、子育て支援をしている家庭は大変な状況が続いているかと思しますので、ぜひ手厚い支援のほうをよろしく願いいたします。

質問は以上ですけれども、次の質問に入らせていただきます。

このままコロナウイルスが終息すればいいんですけれども、なかなか終息の兆しも見えてこない。下火にはなっているようなんですけれども、またぶり返したりということでなかなかにはなくならないということで、第2波とか来ることが予想されますけれども、役場の職員はこれに対して、先ほど聞きましたけれども、午前中、午後と2班に分かれて仕事をされているということです。仮にそんな中で感染者が出た場合は、その事務所にいらした人は全て自宅待機なり、仕事ができないような状態になるかとは思いますが、もし出た場合のことを考えて今の態勢で大丈夫なんでしょうか、お聞きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 役場職員から感染者が出た場合に閉鎖しなければならないと、それを避けるために2班に分け、接触しないように、やまゆりセンターまたは自宅で在宅ということで、仕事を1班はしておられます。あと1班は、役場で普通どおりに仕事をしてもらいます。そういうふうにして完全に接触しないようにして、感染者が出たときには半分の人で対応していくという措置を取ったのが在宅勤務です。その在宅勤務も先月末で終了し、現在は通常の勤務に移っています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今、通常勤務という、もう元の勤務に戻られているということですが、仮に今このような状態で先ほど言いましたように感染者が出たという場合には、例えば役場の事務所にいた人たちは全て自宅待機なり検査とかということになれば、職員としては誰も役場にいなくなるということになりますけれども、そういう形でもよろしいんですか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 現在、全員役場に出勤していて、その中で感染した場合ですが、濃厚接触者という定義が大分変わってきて、マスクをして2メートルぐらい離れていれば、もう濃厚接触者ではないというふうに定義が変わってきています。そういった中で、現在のやり方をやっていけば、全員が自宅待機をしろというようなことにはならない状況をつくって役場の中でも仕事をしております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

それでは次の質問ですけれども、道の駅どうしの営業体制についてお聞きをします。仮に第2波が来て感染者が出たというような場合には、再度、道の駅をやはり閉鎖して休業ということになるかと思っておりますけれども、そうなった場合に、今、生産者に対して支援金が出されていますけれども、同じようなことで支援金もまた出されるというような形でよろしいでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道の駅どうしが休業になったときに支援金を出すかというご質問ですけれども、これは役場内の予算も絡むことですし、先ほどの質問の中のコロナウイルスの感染防止の国の補正予算等とも絡んでくる話ですので、当然検討になるとは思いますが、現時点では決定はしておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 今、検討していただけるということで、国の補助金が出た場合にはぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。

続きまして、道志の湯の運営ですけれども、道志の湯についても同じようなことが言えるのかなと思いますけれども、やはり出た場合には休業というような形になりますでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道志の湯におきましても、どうしても湯舟等は密閉される空間が出てくる可能性が高いということで、休業も視野に入れた対応になると、そういうふうに考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） ありがとうございます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

診療所の医療体制についてですけれども、やはり第2波が来たときに、常駐のお医者さんがいない、毎日、日替わりになっている、夜間にも対応がちょっと厳しいのではないかと、いうことだと思うんですけれども、例えば、コロナウイルス等関係ないにしても、常駐のお医者さんの確保というようなことは考えておいででしょうか。

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 佐藤議員の質問で、今、日替わりの医師で診療のほうを対応しているというふうなことで、常駐の医師の確保について動きがあるのかというような質問ですけれども、現在、山梨県医務課並びに道志村医科診療所の医師のOB、岩瀬史明医師と市川万邦医師のほうに依頼をして、今月末ぐらいからその検討委員会が始まるということで、以前からお願いしているのでそちらのほうもお願いしたいということで、先日、再依頼をしております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） この件については、今、対応されているということですので、ぜひ早めの対応で決定していただければ村民の皆さんも安心できるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは次の質問ですけれども、野原・大渡地区のトンネルについてのお尋ねをさせていただきます。

今、準備段階の工事が始まっているようですけれども、実際に山に穴を空ける、トンネル本体を造る工事というのはいつから開始になるのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 野原・月夜野間のトンネルにつきましては、全て山梨県で実施しておりますので、県の担当者に問合せを行いました。現在、大渡の残土処理場などの整備を行っておりますが、今後は、月夜野側の子ッ沢に橋梁をかけ、完成後に橋梁を基地として月夜野側からトンネル掘削を進める計画となっております。

できるだけ早期の完成を目指しているようですが、予算の都合等もございますので、正確な年度については断言できないとのことです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） 先に橋を架けてから、橋のほうからトンネルの本体の掘削を始めるということでもよろしいですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 勾配の関係で、大渡のほうが標高が高い、月夜野側のほうが低いということで、トンネルは基本的に低いほうから掘削をしていくということがあるようです。まずは子ッ沢に橋梁を架ける、これが橋脚が2本、それから橋の延長が150メートルというかなり大きなものですので、それを先に仮設してから、そこから掘り始めると、そういう計画のようです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） おおよそ分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問になりますけれども、今のトンネルの供用の開始できる時期、使えるようになる時期というのは、おおよそで結構なんですけれども教えていただければと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 先ほどのトンネル掘削についてのご質問と同様に、予算の都合などにより工事期間が変動するために、正確なことはお答えすることができないという回答をいただきました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

○5番（佐藤喜章君） いろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、5番、佐藤喜章君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 杉本孝正君

○議長（出羽和平君） それでは、通告2番、7番、杉本孝正君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 7番議員、杉本孝正君。

〔7番 杉本孝正君 登壇〕

○7番（杉本孝正君） それでは一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による影響についてお伺いします。

中華人民共和国武漢で昨年12月に新型コロナウイルス感染症の発生が報告されて以降、現在、世界187か国における感染者数が650万人を超え、日本においても、本年1月に第1例目を確認されて以来、1万7,000以上に達しております。政府は、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置し、3つの密を避ける等の推進により感染拡大防止に努めてきました。特に5月の大型連休における人の移動を最小化する観点から、4月17日から5月6日までの期間において緊急事態宣言を全ての都道府県に拡大し、全国民

に対し自肅要請を行いました。

国民の生命を守り、安全安心な日常生活を取り戻すため、新型コロナウイルス感染予防・蔓延防止の観点から、今回の緊急事態宣言の発令は適切な対応と捉えておりますが、国民生活及び日本経済等には甚大な影響を及ぼしています。

また、本村においても、4月8日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染症防止対策を講じながら村民の感染防止に努めています。

このような状況下で、村民は新型コロナウイルスにより多大な影響を受けながらの日常を送っているわけですが、以下の項目について、村としての新型コロナウイルス感染防止を踏まえた対応をお聞かせください。

1つ目の質問です。役場内において交替で在宅勤務を行う等勤務体制を工夫したが、事務執行や住民へのサービス等の業務への影響についてお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 県、また関係機関においても在宅勤務が実施され、会議、研修会等中止・延期の措置が取られ、また、役場関係会議、事務についても中止・延期とし、事務に支障がないように努めてまいりました。

しかし、在宅勤務で行う仕事には限界がありまして、5月11日からは、やまゆりセンター会議室を役場勤務での仕事環境に整備し対応してきました。また、住民サービスについては、役場窓口業務については制限することなく対応していました。また、健診事業や各所管についても新型コロナウイルス感染症対策での対応をご理解いただき、支障のないよう、書面等で協議を行い進めてきております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 工夫を凝らし対応をしてもらい、今後、住民のためによりしく願います。

次の質問に移ります。

今後予想される台風や大雨等の災害時における避難の在り方、避難所設置等の見直しが必要となると思うが、どのように変わるのかお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 避難所では、どうしても3密が重なりやすくなる状況になるか  
と思います。新型コロナウイルス感染のリスクが高くなりますので、避難の仕方ですね、そ  
ういった場所等の拡大等も考えております。

しかし、危険な場所にいる人は避難することが原則ですので、避難の在り方という部分に  
ついては、危険と思う人は避難してくださいということでございます。また、避難所設置等  
に当たっては、体調不良者専用の受付、また避難所の確保、そういう体調不良者が避難  
所に避難した場合は、保健所と連携を取りながら対応をしていきたい、そんなふうに思っ  
ております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 3つの密が一番の感染原因だとよく言われていますけれども、その3  
つの密を避ける避難所における対策はどのようになっていますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 避難所で3つの密を避ける、また、新型コロナウイルス感染症対  
策に関しまして、国等でも避難所の運営等についてのガイドラインというのを示しておりま  
す。

そういった中で、避難所で密をなくす場合には、やはり避難所のスペースを取るとい  
うことが大切だということになっております。2メートル以上空けてスペースを取るとい  
うことだと思います。しかし、現在指定してある避難所については、スペースの限度もあ  
りますので、そこに収容し切れないということもあります。しかし、避難所は決して完璧に安全だ  
ということもありません。そういった中で、今後、村民に、安全な親戚の家に避難する  
とか、そういったことも考えてもらうようなことも考えていきたいというふうに思っ  
ております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 先ほどの答弁の中で避難所の増設のようなことも言われたん  
ですけれども、その辺はどのようにしますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 一応、避難所につきましては、村内で最初に避難して次に移るといことになっております。そういった中で、代表的に言うとやまゆりセンターが避難所になっておりますが、隣にある体育館も使える、そういったことをして増設しているという考えであります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再々質問が終わりましたので、去年、議会総務文教委員会で提案しました全戸に配布する防災袋等の中に、今回のコロナ対策用のマニュアルとかは入れてもらえるようにお願いします。

次の質問に移ります。

3月定例会の折、道の駅どうしを活用した買物環境の整備を行うとの答弁がありましたが、その進捗についてお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 買物環境の整備につきましては、昨年よりコンビニ数社から提案をいただく中で、道の駅店舗内での整備について検討を行ってまいりました。様々な内容について検討を重ねた結果、コンビニの誘致はリスクが多いことから、現在は、独自の販売ルートによるコンビニに近い形態の店舗整備を進めています。店内の改装にかかるおおよその予算、レイアウトなどの案も出ていますが、改装工事や開店の時期に関してはまだ決定しておりません。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 開店の時期とかはまだ決まっていなようなんですけれども、道の駅を利用するということで、連休、夏休みなどは周辺道路が混雑している状況があります。村民に不便をかけると思いますが、その辺の対応はどのように考えていますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 例年、道の駅で渋滞が発生するのは、ゴールデンウィークやお盆の時期など限られた時期に発生しております。根本的な解決は難しいと考えていますけれども、現在は、交通誘導員を多く配置をしまして、駐車場が満車の場合には、道の駅で止まらずに直進するよう、どんどん真っすぐ進むような指導をしております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再々質問ですけれども、村民が買物に行って駐車できるような何か特別な措置というのは取られるようになるんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 特に村民の方の専用駐車場等は考えておりませんが、多くの村民の方が利用するのは平日ということになるかと思っておりますので、現在の道の駅の駐車スペースで十分、間に合うものと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 買物環境の改善は多くの村民が望むものでありますので、早期の営業開始をよろしく願います。

次の質問に移ります。

I O Cによる東京オリンピック・パラリンピック開催1年延期の発表があり、来夏の開催方式も変更の可能性が出てきているが、本村としての対応の現状及び今後の工程等についてお聞かせください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 東京2020については、延期の連絡を受け、本村における各種の機運醸成事業も延期の措置を講じているところです。大会組織委員会の担当者とはメールでの打合せを逐一実施し、2021年の開催に向けて必要な準備のみを進めておりましたが、先週6月10日、スイスで開催されたI O C理事会で示されましたロードマップ等に基づき、

本村の今後の工程等も組織委員会や山梨県と協議していくこととなります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再質問ですけれども、今年度なんかは景観整備をよくやっていたと思うんですけれども、来年度にやることになると、景観整備とか、当初予算で計上があったウエルカムボードの設置なんかはどのようになるか教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） まず初めに、景観整備でございますが、コース沿いである国道413については山梨県の管理になっておりますので、引き続き山梨県において支障木等を撤去するよう要請しているところでございます。

また、村予算についても、当初予算にも計上されている項目も景観整備ということで伐採の予算が計上されておりますので、それらは執行していくこととなります。

次に、ウエルカムボードのご質問ですが、昨年度予算の繰越しの措置を取っておりますが、道の駅とやまゆりセンターに2か所設置で予算を計上しましたが、5月14日、先月ですが、IOC、IPCからのウエルカムボード設置の許可がようやく下りたところでございます。ただし、今後開催される前提でももちろん全て動いておりますので、オリンピック全体の工程を見定めながら執行していくこととなります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 本村においても初めての世界的イベントでありますので、開催されることを切に望んで、次の質問に移ります。

小中学校の臨時休校による児童生徒の学習計画等の影響、それへの対応についてお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） 臨時休校に伴い、修学旅行の延期や春の遠足を中止にするなど、諸行事においても学習面においても当初の計画どおりに進んでいない現状です。

本村においては、入学式や卒業式など節目となる重要な行事は3密を避けるなど、工夫して対応してまいりました。また、臨時休校中も授業時間の確保や児童生徒の家庭での過ごし方等の指導を行うため、週1回の登校日の設定や電話での指導、オンライン授業を実施するなどの対応を行ってまいりました。

学校再開後の対応については、年度当初に予定していた学習内容を今年度中に全て終了するために、小中学校の教育計画の見直しと重点化を図った上で、小中学校ともに毎週水曜日を5時間授業から6時間授業に増やして実施するほか、夏休みを7日間、冬休みを4日間短縮して授業時間の確保を行う予定です。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 再質問です。

新聞等で夏休みの縮小、冬休みの縮小等は報道されているので理解しているところではありますが、中学3年生における受験が心配ですが、どのように対応しているかお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） 受験対策についてですが、既に2年生のときに高校入試用の問題集を購入しております。それに長期休暇等を利用し計画的に取り組んでいるというふうに聞いております。今回、新型コロナに対しての臨時休校がありましたけれども、臨時休校中も範囲を定め取り組んできたというふうに聞いております。

あとは、夏休みのオープンスクールに積極的な参加をするほか、7月21日には、道志中ならではなんですけれども、卒業生とか、高校のほうに来てもらって説明会を実施する予定というふうに聞いております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 3年生においては、全員、無事志望校に合格するような措置をよろしくお願いします。

最初の答弁の中に修学旅行のことが出ていましたけれども、修学旅行の予定と今後の状況

について教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） 修学旅行につきましては、小中ともに1学期中の計画でおりましたけれども、ここでは延期という対応をさせていただいています。中学校は8月18日から3泊4日、小学校は10月1日から1泊2日で実施の予定をしております。今のところ実施する方向で考えておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の状況により、可否の判断や時期、方面等を今後検討していかなければならないというふうには思っております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） 児童生徒にとっては一生に一度の修学旅行ですので、ぜひ実現できるようよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

臨時休校中においてオンライン授業を行ったが、実施までの経緯や現状の課題と今後の活用についてお聞かせください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育課長、山口かおり君。

○教育課長（山口かおり君） まず、実施までの経緯ですが、臨時休校が長期化する中、児童生徒が自宅にいる状況であっても規則正しい生活を身につけ、学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒の関係を接続できるよう、テレビ会議システムを使用し、双方向で児童生徒と教員がお互いに顔を見て会話することが重要と考え、教育委員会から学校に提案し、学校と保護者の協力を得る中で実施することに至りました。

実施に当たりましては、各家庭のWi-Fi環境やパソコン等の保有状況の調査を行い、Wi-Fi環境のない家庭は各家庭の独自端末を活用し、希望する家庭にはタブレットの貸与を行うなどの対応を行い、実施いたしました。

現状の課題についてですが、音声途切れる、画像が乱れる等の現象が生じていること等がありますので、問題解決に向けて、ウェブカメラ等の購入費を本定例議会に補正予算要求させていただいております。

今後の活用についてですが、新型コロナウイルス感染症の2波、3波に備えるとともに、外部講師による遠隔での講演会の実施や、災害時における児童生徒の安否確認及び心のケ

ア等にも活用できると考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

○7番（杉本孝正君） ありがとうございます。課題等を解決し、円滑なオンライン授業ができるようよろしくお願いします。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告2番、7番、杉本孝正君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩します。

(午前11時10分)

---

○議長（出羽和平君） 再開いたします。

(午後1時30分)

---

◇ 池谷銀重君

○議長（出羽和平君） 通告3番、3番、池谷銀重君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 3番議員、池谷銀重君。

[3番 池谷銀重君 登壇]

○3番（池谷銀重君） 初めての一般質問をさせていただきます。

民意をお伝えするために時には辛口になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

1番、老朽化した村道、農道等の舗装整備について。

老朽化し危険であると地域住民より整備依頼が出され、役場職員が状況を確認し、整備が必要と認識したにもかかわらず何年も遅々として進まない場所がある。整備工事の要否を決定するまでのプロセス、過程、方法、最終決定機関等をお示してください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 舗装工事も含め道路の整備につきましては、日常のパトロ

ールや地域からの要望などを聞く中で、交通量など、重要度を考慮し整備を行っています。

村単独事業の場合には、産業振興課で当初予算に要望し、村長、財政担当がヒアリングを行い、予算規模や優先度等を考慮しながら決定しております。補助事業を導入する場合には、数年前から計画を作成し、事業計画に沿って実施しております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 再質問の前に、今は狭い村道といっても、子供が遊ぶ、毎日、車で通う、中にはお年寄りも散歩する、穴だらけのところでも全然進まない。そういう民間から苦情が来ています。再三言って直らないところは、もし事故でも起きた場合は責任問題が発生すると思うんですね。

それで再質問です。一度検討した案件で没になるとします。お蔵入りですか、それとももう一度検討する機会があるんですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 例えば舗装工事で穴だらけだというような道路の場合には、その計画する年度に予算の都合等で実施できない場合にも、後年度に回して早い時期に施工するというふうに現在は進めております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） それで進まないのはなぜかということになるんですけども、これからお願いするとして、村長への具申とかヒアリングもあるということなんですが、公正公平、安心安全な村づくりを主張している村長さんなので、恣意的な判断とか、または現場を見ないで決定してしまうというようなことはぜひやめて、現場を見て、村民の立場になっていただいで決めるということをお願いいたします。

最後の再々質問なんですけれども、依頼された件について今はこうだからできない、そういうようなものを書類化して私たちに頂ければ地域住民に説明ができるんですけども、どうでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 今のご質問ですけれども、口頭で申込みがなされた場合には口頭で返事をするというような形、また、文書で要望を受けた場合には文書で返答するというような形を現在取っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） では、次の質問に入らせていただきます。

2番、道の駅、道志の湯館内の人事について、人事権は誰にあるのか。指揮命令系統の組織、また組織図は提示できるのか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 株式会社どうし等の人事権についてでございますけれども、株式会社どうしの代表取締役である社長でございます。組織図もございますので、後ほど配付をさせていただきます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 人事権が村長さんにあるということは責任が大きいんじゃないかなと思うんですね。それで、やはり村のことや村長さんのことを考えるんだったら、周りの人もしっかりした意見を言う、時には苦言を呈す、そんな勇気が必要かなと思って私は今日ここに立っております。

道の駅どうしについて、過去、いろいろな人が質問をしています。その中に、平成25年は黒字、平成26年以降、黒字で施設使用料が減免とあります。それ以降、改善するよと言っているんですけれどもされずに、いまだに使用料減免が続いているということです。

そこで質問です。赤字になったそのときの、転じた変化点というものがあると思うんですけれども、その原因を把握されているかということを知りたいのですが。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 株式会社どうしの中の道の駅どうしに関しますと、平成29、

30、31、これは、台風等の被害により、国道413が通行止めになったというものが一番の原因でございます。それから、令和元年度には、年明けからコロナ関係の影響によりまして赤字が発生しております。ここ3年以前は、道の駅どうしの使用料に関しては、難なく頂いている年がほとんどでございました。ただ、道志の湯を一緒に株式会社として営業するということになりまして、道の駅どうしは年間700万ちょっとの赤字になっておりましたので、それを委託料として支払っていたと、そういう状況でございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 株式会社どうしですから道志の湯も入るのは当たり前なんですけれども、やはり周りから見ると改善要因たくさんあるんじゃないかということがあります。それで、ここで、赤字から黒字に転じたそういう道の駅がありますと、ちょっとご案内します。

1番、管内トップの経営感覚のある人材を採用した。イベントなどで常に新鮮な動きを見せた。従業員の意識改善で働く意欲、自覚、責任が生まれた。ここからが大事になりますけれども、休日と平日、ハイシーズンとオフシーズンの売上げを平均化したと。その秘策、方法が、平日とオフシーズンは団体客をなるべく招く、そして地元の人を対象にした販売をする。これがもしできていれば、このコロナ騒ぎのときも、ある程度、地元の生産者によかったんではないかと、そんなふうに思います。

この道の駅は、過去のことを全部総括して、もう改善しなければならない時期に来ていると思います。そこで、村長さんに質問なんですけれども、ビジネススキルとか、あとはノウハウを持った人を起用して人材を育成して、黒字を目指す、そんな気はありますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 池谷議員さんの質問にお答えしますけれども、経営的になかなか、富士五湖、富士山の周りのサービス業は冬の季節があります。簡単に言ったら、半年は稼げるけれども、半年はマイナスになると、そういう中で経営していかなければならないと思います。今、池谷議員さんが言うのは、どこの町かは事例は分かりませんが、多分、12か月を平均して稼げるようなところはまあまあ計画どおりいくんですけれども、何としても道志村は峠ですから、冬になればお客さんが来ない。商売するのしないの、本当に2割程度の人しか来ない。そういう中で計画をしているんですけれども、やはりおっしゃるように、

優れた人がいればそういうことは考えるか分からないんですけども、ただ、さっきの人事権の話じゃないですけども、前の専務さんが辞表を出して辞めたんですけども、その後、私が人事権があるということで私が任命したんですけども、今の専務は、いろいろな経験をして、そして私が見て少し勉強すれば専務として働けるじゃないか、そういうふうに思って任命しているんです。だから、一生懸命にやっていると思うし、私が見ても一生懸命にやっていると思います。ただ、そのわけで、赤字とかそういうことは天変地異というんですか、そういうことにとられる状況でなかなか大変なんです。

そういうわけで、そういうことがないように、私は道路のことを盛んに言うんですけども、413の青根地区で災害が発生しているんですけども、そこはやはり何とかしたいなと思って、経営とは少し離れるんですけども、現実的にはそういうことをやはりちゃんとしていかないと本当の経営はできません。私はそう思っています。そういうわけで、相模原の市長さんなんかと相談して、しっかりした、崖のあるような道を通らないで、バイパス的ないい道を造ってもらって、そして安定して道志村へ80万人、100万人ぐらいの人が東京・横浜方面から入っていただく、そういう状況をつくるのが大事なかなと思っています。そうすると、経営はそんなに難しくもなく、黒字方向へ行くんじゃないかなと、そう思っています。

人事のこともおっしゃるとおりだと思うんですけども、今のところそういうわけで、役員と言っても、私も今答弁している産業課の課長もみんな役員で、役員だけでもそういうわけで一円もお金をもらっていないし、そういうわけで一生懸命、村の中の、村で造った道の駅、100%の指定管理を覚悟を持って村でしているんですけども、そういう状況ですから、できることは一生懸命にやっているつもりなんです。

ただ、結果がなかなか出ないですけども、出る工夫もこれからしていきたいなど、こういうふうに思っています。そんな答弁ですけども。

〔「はい」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 次の質問に入る前に、村長さんの努力も認めるんですけども、過去、黒字だったときもあるので、その辺もよく吟味して前向きによろしくお願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。

サテライトオフィスの構想について、これは、ITとかICTの活用企業を誘致するという公約の一つだったと思います。平成29年6月定例会において、サテライトオフィスの提供によって移住者、定住者増加につなげたいとありました。どんな施設であって、どういう施

策で移住者増加につなげるのかお伺いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） サテライトオフィスの構想についての答弁をさせていただきます。

道志村サテライトオフィスは、今、池谷議員さんがおっしゃるように情報通信関連企業やフリーの技術者、有資格の方々のライフスタイルに合わせた自由な働き方を自然豊かな本村で実現していただけるよう整備したものです。サテライトオフィスの活用を通じ、本村での生活基盤を確立して移住につなげていただくとともに、雇用による定住対策も図れると考えております。

これは、道志村にて若者がなかなか定着できない。定着できない大きな理由は若者が好む仕事がないと。そういう関係で、このIT関係の仕事を村の中に取り入れれば、例えば大手さんが来て始めると技術者も来るわけですけれども、その技術者で道志村から高校、大学を卒業した方々がどうしても一緒にそこでやりたいと。そして、技術を習得することによって初めてサテライトオフィスのことが確立されると、そういうふうに思っています。

だから、なかなか道は遠いですがけれども、大手さんにそういう理解をしてもらおうというのは、なかなか大変ですがけれども、でも今まではこういう努力もしてきた。そういうわけで、基本的には若者が定着できることを考えて進めていくという事業です。

答弁は以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 構想はすごくいいと思うんですよね。ただ、この施設でお客さん呼べるんだろうか。実は、2019年のあれがあるんですけれども、統計が。道志村だと、シェアオフィスとかコワーキングスペースなんで全体の30%の企業が好む。で、こちらは循環型で常駐型とあるんですけれども、常駐型の場合はどこか泊まる場所があると。何か宿泊施設が一緒でないと無理だよという話で、道志村の場合、この循環型27%、とても難しいと思うんです。

これは役場の職員さんもすごく大変で、村長さんと一緒にいろいろとプレゼンなんかもしているみたいですがけれども、なかなか難しいんじゃないかなと思って、この間、課長さんとも話をしたんですけど、道志で民間でこういうのを進めているところがあるんです。そこは宿泊ができる、もしかしたら永住、移住もできる。そして、お風呂がある、オフィスがあ

るということで、そこも問合せを、タイアップしませんかというような話で課長と、一緒に移住支援センターとタイアップして、もう既にインターネットにのっかっているんですけども、そういうことを我々がしていかなければいけないと思っています。

ここでちょっと課長のほうに聞きたいんですけども、再質問として。今までですけども、やったこと、それと今後の誘致戦略、それからもう一つ、募集の中身が限定されちゃっているんですよね。対象者として、将来、道志村に事務所を開く方、ちょっと狭き門になってしまうんじゃないかと思うんですけども、どうでしょう。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 2つほどご質問かなと解釈しましたが、今までやってきたことということで、令和元年の7月18日、村長が横浜市の商工会議所の役員会に出向きまして、役員50名ほどおったのですが、道志村サテライトオフィスについてプレゼンテーションをさせていただきました。同年、令和元年10月7日には、神奈川県経済同友会のやはり役員会、50名ほど出席した役員会ですが、これも村長自ら出向きまして、役員宛てにプレゼンテーションを行っております。

あとは、様々な機関に協力を依頼しておりまして、特に横浜市においては、横浜市の政策局と水道局において協力体制を築いてくれておりまして、横浜市内の企業等にPR等もしていただいているところでございます。

2つ目は、募集要項等で定住というところが狭き門かなというご質問かなと思いましたが、やはり村長の政策において、サテライトオフィスについては移住・定住というところがテーマでございますので、ある程度、東京にいながらオフィスのみ使うという方、初期のスタート段階は急に移住というところが難しいのは重々承知しておりますので、将来的に道志村に移住をしてくれるという計画を立てられるような企業として募集をかけたところです。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） 分かりました。このコロナ禍で、もしかしたらこの後、嘱望される事業に化ける可能性もあります。大変だと思うんですけどもトップセールスをお願いするともに、我々も情報を交換し合って応援していかなければいけないと思っています。

この件に関しては以上です。

最後の質問をさせていただきます。

4番、デイサービス道志茶屋について、広報において「6月1日から地域密着型通所介護サービスに変わります」とありましたが、抽象的である。運営基準等を具体的にいろいろな方から聞かれております。

1、変えた理由、経緯。2、定員19人未滿で採算が取れるのか経営が心配である、続いてほしい。3番、どんな人が利用できるか。4番、今まで利用できていたが介護度等で利用できなくなる人はいるのか。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） それでは、池谷銀重議員の質問についてお答えしたいと思います。

質問の回答についてまとめてよろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

○住民健康課長（佐藤太清君） ありがとうございます。

それでは、まず初めに変えた理由、経緯について説明したいと思います。新規利用契約者の減少や利用者の施設入所などの利用契約の解約が利用者減少と、利用者定員数25名で利用者平均15名の運営状況で稼働していたわけなんですけれども、当初予定していた86%の稼働率が実績でいいますと60%の利用ということで減少しており、また、スタッフの勤務状況に影響することから、出る予想があるために一応変えた理由になります。

続いて、定員19名未滿で採算が取れるか、また、どんな人が利用できるか、今まで利用できていたが利用できなくなる人もいるのかということでちょっとまとめてお答えをしたいと思います。

道志茶屋は、村唯一の介護サービス事業所であり、多くの要介護認定者が利用しているのが現状です。今後も、要介護認定者が継続して利用でき、安定したサービスの提供と運営ができるよう、利用定員数19名の地域密着型通所介護、小規模デイサービスに移行しました。

利用できる事業所は住んでいる市区町村に限定されます。また、費用は一般的な通所介護デイサービスに比べて、介護度、要支援1・2については変わりませんが、介護度1から5については、それとまた利用数によって数百円程度の割高になるということになります。こちらのほうは、先ほど言われた広報どうしのほうに掲載で、利用者については直接、費用負担について説明しております。

今後、施設の利用が増えることがあった場合については、一応、県に申請して早期に以前の形に戻ることは可能であります。

参考までにですけれども、現在、道志茶屋の利用者の契約についての数ですけれども、32名の方が一応登録しているというような現状になります。

以上になります。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 池谷銀重君。

○3番（池谷銀重君） そうということが村民の皆さんによく伝わるといいなと思うので、手を打ってほしいなと思うんです。この件に関しては、また協議会で質問をする人もいるかもしれませんが、私としては以上です。ありがとうございました。

これで私の一般質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告3番、3番、池谷銀重君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐藤光栄君

○議長（出羽和平君） それでは、通告4番、1番、佐藤光栄君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤光栄君。

[1番 佐藤光栄君 登壇]

○1番（佐藤光栄君） 令和2年4月26日執行の道志村議会議員選挙において当選させていただきました佐藤光栄です。今後の4年間を同僚議員とともに道志村のさらなる発展のために尽くす所存でありますので、よろしく願いいたします。

さて、議会議員とは、自治体の予算執行、行政等の監視役であると認識しております。また、住民の代表、代弁者として村民の疑問、質問、また意見、要望等を村行政に反映させる役職であると理解しております。

今回、自分としては初めての一般質問です。初めてであるため、質問方法等については従来どおりではないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは質問に入りますが、項目は4項目です。

まず、1問目ですが、村長、あなたは現在の職について、なぜこの職を選択したのですか、そして、現在の職が村民のためになっていると思っておりますか、お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 佐藤光栄議員の質問に対してお答えいたします。

私が言うまでもなく、道志村は、皆さん分かるように本当に山あいの村で、真ん中を道志川の清流が流れ、静かで住みよい村であると思っております。でも、そういう中でも村内をどうしても出ていかなければならないことがたくさんあると思います。3か所出ていくところがあるんですけども、どちらへ行くにも深くて危険な峠があります。その道をやはり安心・安全な道にしたいと、それにはトンネルを造らなければならない、私はそういうふうには思っております。これを実現するにはどうしたらいいか。やはりこの職ですから、村長になって働いてやってみたい、これが選択ですかね。

そして、現在の職が村民のためになっていると思いますかという質問ですけども、私は、自分がやっていることが村民のためになっていると、このように思っています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問です。

村長、あなたは世間で言う名誉職と考えるのか、村民を自由に操れる独裁者か、あるいは年寄りの暇つぶしか。よりよい村づくりのための指導者なのか、さしずめ、よりよい村づくりのためとは考えるが、現在の状況を見る限り到底承服いたしかねます。日本の法律及び村条例を軽視している、あなたのような良識を疑いたくなる方が村長になること自体、この村の危機だと思います。

村長、あなたは選挙で村民の支持を得て選ばれたとお思いでしょうが、どのような方法で支援させたのかと自覚されておりますが、くしくも現在2期目です。任期満了まではまだ1年2か月余りを残していますが、任期満了まで務めるお気持ちでしょうか、伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 今の質問、大分、何か私が悪いことしたようなことを言っているみたいですけども、私は、今日現在まで七十数年、村で生きているんですけども、人に対して、そういう今言われたようなことはしていない。

また、最初の村民への対応について質問に答えます。公正な執行ができていますと、そういう関係ですから、公正で公平な行政をしていると、こういうふうには思っています。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 大体気持ちは分かりました。

次に、2問目ですが、あなたは、現在の職が村民に対して公平、公正な執行ができていると思いますか、伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 私は、公平、公正な執行ができているとっております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問です。

残念ですが、村民の意見に耳を傾けない姿勢に期待する者はありません。村長、あなた自身が村を二分しているように見えるんです。今まで、自分が物心ついてからこの道志村を出たこともなく、この村役場のある竹之本で歴代の村長を見てきました。また、村役場職員としても何代もの村長を見てきましたが、あなたのような村長を見たのは初めてです。歴代の村長は、村民に対して分け隔てなく接してきました。ぜひとも歴代村長を見習うべきです。

以上で2問目は回答は要りませんので終了いたします。

次に、3問目です。あなたは、選挙公約についてどの程度執行できたとお思いでしょうか、お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 選挙公約についての質問ですけれども、私は、1番の現在の職についての質問の中で、この職を選択したのですかと。このことに触れると、やはり一番最初にやってみたい、それは、道志村は不便な村ですから便利な村にして、そして若者が定着できる、そんな村ができればいいなど、そういうわけで、公約については、トンネルを推進することが大きな公約です。

また、この公約を果たすには、とりあえず今の現状を話しますと、都留市に協力いただき、トンネルの推進を期成同盟会を設立して県に働きかけております。そして、令和元年ですか、

調査費を計上させていただき、大きく公約に向かって前進していると、このように思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 再質問になります。

都留・道志トンネルの件については公約で話されていましたが、もう一つ重要な公約があったと記憶しております。7年前に選挙公約として特別養護老人ホームの建設を言っておりましたが、現在までの進行状況と今後の建設の見通しがどうなったのか伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） あの、議員の言っている福祉設備は、たしか、いろいろな状況の中で難しくてできなくなった。簡単に言ったら、公設民営で施設を造ってもそこを受入れするところがない。今の事情がそういう事情でなかなか手を挙げるところがない。それを断念したということは、もう前に広報どうして私は話したと思っております。断念した理由も、できなくなった理由もそういうわけ出ていると思います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） はい、分かりました。

最後に、4問目ですが、副村長の設置が本当に必要だと思いでしょうか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 私は、副村長が必要だと思っております。また、今では副村長の今までの政治的な経験を生かして、村のために、行政のために大きな力を発揮していただいていると思っております。また、村民の皆さんにも大いに評価していただいていると、このように思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光荣君） 村長、あなたが就任する前には副村長を置かない条例があったと聞いております。以前まで村長の仕事は独りでも十分消化できていたと思います。なぜ村長2期目途中から副村長を置いたのかが理解できません。また、村の財政においても、予算の半分以上を地方交付税で賄わなければならない、副村長を置くほど財政に余裕があるとは思えませんが、なぜ条例を変えてまで副村長が必要なのか明確な答えを求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 明確な答えは先ほど説明しました。変わらないです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光荣君。

○1番（佐藤光荣君） 次は副村長に伺います。

あなたは、この道志村の村議会議員を長年務めたようですが、その当時、あなたは副村長を置かない条例に積極的に賛同したと聞いていますが、副村長を置かない条例に賛同した本人がその副村長に就いているのはなぜですか。矛盾しているとは思いませんか。

また、現在、就任してから2年余り経過しているようですが、その2年余りの勤務から本村で必要不可欠だという事項がありましたら感想で結構ですので、村民の理解できる説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 副村長、長田公明君。

○副村長（長田公明君） 今、質問の中で、当時は助役ということだったと思いますけれども、助役を置かない条例に関しては、自分が議員の在職中にはそれは案件処理しておりません。タッチしていないと認識しています。

今回、平成30年3月の定例会において前回の議員の皆様方にご承認をいただく中で、必要と認められたということで承認をいただき、4月1日に村長から拝命をいただき、今日に至っております。

仕事のほうでは、いわゆる解釈の仕方もあろうかと思っておりますけれども、村長をサポートし、村長が行政全般において前へ、あるいは上へ行政をしやすいような、そういった環境づくりをしていくのが自分の使命かな、仕事かなと思って、日々務めさせていただいているところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 言いたいことは大体分かりましたので、以上になります。ありがとうございました。また、この道志村での行財政執行をするには優秀な職員ばかりです。その優秀な職員の能力が存分に発揮できるような体制づくりを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告4番、1番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後2時20分)

---

## 令和2年第3回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年6月19日（金曜日）午後1時30分開議

- 第 1 報告第 1号 令和元年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 2 発委第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 第 3 議案第30号 道志村過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 4 議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第32号 道志村税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第33号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第34号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第35号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第36号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第37号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件
- 追加日程第1 同意第2号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 同意第3号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第3 同意第4号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第4 同意第5号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第5 同意第6号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第6 同意第7号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君

5番 佐藤喜章君

6番 白井勝光君

7番 杉本孝正君

8番 佐藤進君

9番 出羽和平君

10番 大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 長田富也君 副村長 長田公明君

教育長 佐藤文泰君 総務課長 諏訪本栄君

住民健康課長 佐藤太清君 産業振興課長 佐藤万寿人君

ふるさと振興課長 菅谷克士君 教育課長 山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局主幹 諏訪本英樹君

---

### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和2年第3回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後1時30分)

---

### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） 議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

会期中、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日午後1時より、役場2階会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。委員全員と議長、議案等の説明のため総務課長、職務のため議会事務局主幹の出席がありました。

そのほか、決定された事項は次の1項目です。本日の本会議での追加事件の取扱いは追加日程とし議題とすること。

以上で、議会運営委員会の報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

---

### ◎報告第1号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、報告第1号 令和元年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、村長から報告がありました。

---

### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第2、発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提案者の議会運営委員長、佐藤喜章君から提案理由を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 議会運営委員長、佐藤喜章君。

[議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇]

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年6月16日提出。提出者、議会運営委員長、佐藤喜章。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症による住民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、令和2年7月から11月までの5か月間、議長、副議長、議員それぞれの議員報酬の額を5%減額する特別措置を行うため改正するものです。

以上です。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、発委第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、議案第30号を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、菅谷克士君。

○ふるさと振興課長（菅谷克士君） 議案第30号 道志村過疎地域自立促進計画の変更につきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更内容については、自立促進施策区分2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、市町村道、その他道路安全施設にグリーンベルトの整備を追加し、事業費等を変更。自立促進施策区分4の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進において、福祉交流センターの整備を追加し、事業費等も追加。自立促進施策区分6の教育の振興において、公民館等改修整備に月夜野を追加し、事業費を変更。自立促進施策区分8の集落の整備において、定住促進住宅建設事業費及び計画を変更するものなどです。

詳細については、過疎対策事業計画の抜粋及び道志村過疎地域自立促進計画の変更理由のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり決定しました。

◎議案第31号及び第32号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第31号及び日程第5、議案第32号の2案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による地域住民、事業所等の感染防止対策等が深刻化しています。こうした状況の中、村民に寄り添い支援事業を引き続き行っていくために、令和2年7月1日から11月末日まで、村長は51万5,000円の10分の1に、副村長は41万5,000円の10分の0.7に、教育長は36万5,000円の10分の0.7に相当する額を減じて得た額にするため、所要の改正を行うものであります。

なお、附則において、施行期日は、公布の日から施行すると定めております。

ご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、議案第32号 道志村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村税条例の一部を改正する条例につきましては、国の地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、道志村税条例の一部を改正するものであります。改正内容は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う税制上の措置として、徴収の猶予制度の特例、個人住民税において住宅ローン控除の適用要件の弾力化、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を破棄した者への寄附金控除の適用に伴う規定の整備、固定資産税においては、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に関わる固定資産税の軽減措置、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、軽自動車税は、環境性能割の臨時的軽減の延長となっております。

なお、附則において、施行期日は、公布の日から施行すると定め、新型コロナウイルス感染症に関わる寄附金税額控除の特例及び新型コロナウイルス感染症等に関わる住宅借入金等特別税額控除の特例については、令和3年1月1日から施行すると定めております。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号及び議案第32号の2案件を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び議案第32号の2案件は原案のとおり決定しました。

---

### ◎議案第33号から第35号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第33号から日程第8、議案第35号までの3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第33号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正は、重度心身障害者医療費助成の対象となる満18歳未満の者について、すこやか医療費助成事業で対象となっていた入院時食事療養費が対象外となります。このことから、すこやか医療費助成事業と併せ、本改正により助成対象とするものであります。すこやか医療費助成事業では、入院時食事療養費が助成対象に含まれます。重度心身障害者医療費の助成事業では、食事療養費であることから対象外とされています。すこやか医療費助成事業は、村では、ゼロ歳から18歳までの者については、本制度と同様の取扱いをするものです。

改正内容につきましては、対象者に特別児童扶養手当受給者を明記する。満18歳になった

3月31日までの対象者について、入院時食事療養費を対象とする改正内容であります。

なお、附則の第1条において、この条例は、令和2年7月1日から施行すると定めております。また、2条において、改正後の重度障害者医療費助成条例の規定は、施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費助成金の支給に適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費助成の支給については、なお従前の例によるものとしております。

以上が、道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の内容になります。

引き続きまして、議案第34号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、生活に困窮している世帯に支援を行うため、道志村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。条例改正の背景としては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の発令に伴い、営業自粛などの措置により、収入が減少し、生活に困窮している世帯に支援を行うため、令和2年4月7日、閣議決定の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、一定程度の収入が減少した世帯に対し、国民健康保険料の減免を行うことが示されました。また、感染症により、業務に復することができない被用者に対し、傷病手当金の支給を行う措置であります。

条例改正の内容につきましては次のとおりです。

国民健康保険料の減免は、対象期間、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。対象者、新型コロナにより生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った世帯と、新型コロナにより収入の減少が見込まれる世帯であって、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上、総所得金額及び山林所得金額等の合計額1,000万円以下、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年度の所得の金額の合計額が、400万円となります。

減免額、生計を主として維持する者が死亡等に該当するものは、保険料の全額。収入の減少が見込まれる世帯に該当するものは、算出した対象保険料額に減免の割合を乗じて得た額になります。前年度の合計金額所得が300万円以下は10分の10、400万円以下は10分の8、550万円以下は10分の6、750万円以下は10分の4、1,000万円以下は10分の2。

傷病手当金は、対象、新型コロナウイルスに感染し、労務に復することができない事業主は除く。手当金額、直近の3か月間の給与等の額の合計額を就労日数で乗じた金額の3分の2、支給期間1年6か月とし、村が支給した手当金額は事業主から徴収するものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の国民健康保険条例附則第

1条の規定は、令和2年2月1日から適用し、3条の規定は、令和2年1月1日から適用する。

以上が国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

引き続きまして、議案第35号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、消費税増税に伴う低所得者に対する保険料の軽減強化と、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に関し、減免措置を行う場合の要件及び保険料を定める必要があるため、介護保険条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景としては、平成27年4月から消費税を低所得者の保険料軽減強化に充てており、令和元年10月実施の消費税率10%への引上げに伴い、保険料軽減がさらに強化され、第1段階から第3段階まで拡大となるためのものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、国の基準により減免措置を行う場合の減免要件及びその対象となる保険料を定めるものです。

条例改正の内容につきましては、令和2年度も前年度と同じ段階の保険料の軽減を定め、保険料の基準額について、第2条第3項中、令和元年度からを削り、2万7,000円を2万1,600円とする。第2条第4項中、令和元年度からを削り、4万5,000円を3万6,000円とする。第2条第5項中、令和元年度からを削り、5万2,200円を5万400円とする条例改正を行うものです。

また、新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免措置につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険料で新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免を定めるものです。

減免の基準及び減免割合等は、道志村介護保険料の徴収猶予及び減免に関する要綱で定めるものです。

なお、附則第1条において、この条例は公布の日から施行し、附則第8条の規定は、令和2年2月1日から、改正後の条例第2条の規定は、同年4月1日から適用すると定めております。また、2条において改正後の条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上が、道志村介護保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

併せてご審議をよろしく願います。

○議長（出羽和平君） 以上の3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号から議案第35号までの3案件を採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第35号までの3案件は、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第36号及び第37号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、議案第36号及び日程第10、議案第37号の2案件は、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、諏訪本栄君。

○総務課長（諏訪本栄君） 議案第36号 令和2年度道志村一般会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

令和2年度道志村一般会計補正予算（第2回）につきましては、第1条歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万5,000円を追加し、総額を23億1,409万円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、14款国庫支出金、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金165万円、教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金292万7,000円の増額、17款寄附金は、つながる募金寄附金1,000円の増額、18款繰越金は令和元年

度繰越金1,072万7,000円の増額です。

主な歳出につきましては、1款議会費において、議員報酬の5か月の減額により33万5,000円の減額、2款総務費において、一般管理費特別職給与の5か月の減額により40万2,000円の減額、3款民生費において、社会福祉総務費道志の湯施設無料券負担金420万円の増額、4款衛生費において、保険総務費新型コロナウイルス感染症に伴う感染防止物品購入費69万4,000円の増額、6款農林水産業費において、農業振興費、農業用機械修理費10万円、林業振興費、地域環境整備事業費165万円の増額、7款商工費において、観光費、観光広報促進事業費49万5,000円、道志の湯機器修繕費23万円の増額、8款土木費において、道路維持費、残土処理場内の沢改修費220万円の増額、10款教育費において、事務局費、特別職給与の5か月の減額により12万7,000円の減額、義務教育振興費、インターネット通信料増設による通信料49万5,000円、学校教育ICT環境整備推進事業費606万2,000円の増額です。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 議案第37号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億699万1,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、10款諸収入100万円を増額するものです。

歳出につきましては、2款保険給付費80万4,000円の減額、3款国民健康保険事業費納付金80万4,000円の増額、4款諸支出金100万円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、2案件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号及び議案第37号の2案件を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号及び議案第37号の2案件は、原案どおり決定しました。

---

### ◎諮問第1号の上程、説明、意見、採決

○議長（出羽和平君） 日程第11、諮問第1号を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定にある除斥事件に当たりますので、白井勝光議員は退場願います。

〔6番 白井勝光議員退場〕

○議長（出羽和平君） 村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、佐藤太清君。

○住民健康課長（佐藤太清君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件についてご説明いたします。

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、市町村議会の意見を求め、法務大臣が委嘱する者であり、任期は3年間となっております。

人権擁護委員には、地域社会において、人権相談、人権啓発、人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事され、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動が求められています。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由・人権思想の普及、高揚に努めることを、その信念とされています。

道志村の人権擁護委員の定数は法務大臣により3名と定められており、そのうちの1名が令和2年9月30日をもって任期満了となります。このため、諸手続を行い、令和2年7月10日までに管内の大月法務局を経て、法務大臣に推薦書を提出することとなっております。

つきましては、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村12272番地の2。氏名、水越房江。生年月日、昭和28年2月20日。

以上の者を推薦したいので意見を求めます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について意見を求めます。

意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 意見なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦を適当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、本案件は原案のとおり推薦を適当と認めることに決定しました。

白井勝光議員の入場を許可します。

〔6番 白井勝光議員入場〕

---

#### ◎日程の追加

○議長（出羽和平君） ただいま、長田村長から、同意第2号から同意第7号が追加議案として提出されました。

この際、これを日程に追加し、同意第2号から同意第7号までを、それぞれ追加日程第1から追加日程第6として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第7号までを日程に追加し、それぞれ追加日程第1から追加日程第6までとして直ちに議案とすることに決定いたしました。

◎同意第2号から同意第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、同意第2号から追加日程第6、同意第7号までの6案件を一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道志村農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについてご説明いたします。

現農業委員が7月19日に任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たな農業委員について議会の同意を求めるものであります。

任期は7月20日から3年間でございます。同意2号から7号まで、新たな農業委員の同意内容の住所、氏名、年齢、生年月日を読み上げることで説明とさせていただきます。

同意第2号、住所、山梨県南都留郡道志村1666番地。氏名、佐藤高正。生年月日、昭和24年7月24日。

同意第3号、住所、山梨県南都留郡道志村5726番地12。氏名、佐藤忠男。生年月日、昭和40年2月16日。

同意第4号、住所、山梨県南都留郡道志村6197番地。氏名、山口智勝。生年月日、昭和34年2月25日。

同意第5号、住所、山梨県南都留郡道志村7886番地。氏名、佐藤美知子。生年月日、昭和30年1月2日。

同意第6号、住所、山梨県南都留郡道志村9945番地。氏名、山口昌寛。生年月日、昭和35年1月15日。

同意第7号、住所、山梨県南都留郡道志村16090番地。氏名、池谷寿男。生年月日、昭和35年8月1日。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上、6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、同意第2号から同意第7号までの6案件を採決いたします。

お諮りいたします。

6案件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第7号までの6案件は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

[村長 長田富也君 登壇]

○村長（長田富也君） 令和2年第3回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶

を申し上げます。

16日の開会以来、本日の閉会までの会期中にご提出いたしました議案につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全議案につきまして原案どおり議決いただき、誠にありがとうございました。

議決いただきました条例、補正予算などにつきましては、迅速かつ適正な事務執行に努めてまいります。

さて、開会の挨拶でも述べさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う感染防止、支援事業に今後も取り組んでいくわけですが、感染を食い止めるワクチン、新薬が開発されるまでは、どのように展開していくか、想像できません。

こうした中で、社会情勢や生活スタイルがどのように変化するのか懸念されるのですが、今後も国・県の動向を注視する中で、村民生活に支障を来さぬよう対応してまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

今期定例会において、議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でありますので、今後ともご指導とご協力をお願い申し上げ、6月議会定例会閉会の挨拶といたします。

今期定例会、誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和2年第3回道志村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時50分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---